

秋の全国交通安全運動

秋口から年末にかけて、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる「魔の時間帯（午後4時から午後8時）」において重大事故につながるおそれのある交通事故が多発する傾向にあります。



また、次代を担う子供のかけがいのない命を社会全体で守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が犠牲となる交通事故が発生しているほか、高齢者の交通事故死者数が全死者数の半数以上を占め、その減少が強く求められています。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることが目的です。



なお、運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う国や県の指導等に沿った行動をお願いします。

【留意点】

- 「人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の習慣を身に付ける。
- 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3密を避ける。

実施期間	9月21日（月）から9月30日（水）までの10日間 ※交通事故死ゼロを目指す日…9月30日（水）
運動の重点	<ul style="list-style-type: none"> ● 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保 ● 高齢運転者等の安全運転の励行 ● 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

妨害運転（あおり運転）の防止！

他の車両の通行を妨害する目的で一定の違反行為を行うと「妨害運転（あおり運転）」として道路交通法で処罰されます。（令和2年6月30日施行）

- あおり運転をした場合
 - ・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・違反点数25点で免許取消し（欠格期間2年）
- 高速道路等においてあおり運転を行い、他の車両を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合
 - ・5年以下の懲役または100万円以下の罰金
 - ・違反点数35点で免許取消し（欠格期間3年）

※一定の違反行為とは、通行区分違反、急ブレーキ禁止、車間距離違反、進路変更禁止、追越し禁止、減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反など。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は、左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

